

# 挾間町大字来鉢字芦松について

## その一 大正元年芦松橋の工事

坂 本 勝 信

を縫つて芦松に下り、芦松から東に樅山、荻ノ尾を経て妻ヶ城、袋尾で県道に連結している。古来より公共機関の交通手段からは見放されたまさに「悪しき末」の集落である。

### 一 芦松の概要

#### (一) 位置

石城寺（現別府市内成）付近を源流とする石城寺川は棚田百選にも選ばれた内成の棚田間の小さな谷を東に向かって流れ、石城小学校東側の落合で由布川と合流し、賀来川となつて賀来神社北東で本流に合流する大分川の支流である。わずか二・三キロ南側を東西に平行して流れている由布川とは異なつて、深い峡谷はみられない。

この石城川（明治四十五年一月刊の「石城川村々是」には『石城寺川』の記載が見られるがその後の幾たびかの町村合併を経て、石

城寺を付した川名から「寺」が略され、川は「石城川」となつてしまつた）が内成地区から北田代の中畑を経た次の集落が戸数わずか十数戸の「芦松」である。

#### (二) 地名

「来鉢の地名」（佐藤末喜氏）によれば、豊府略記や明治十五年の大分縣各町村小名取調書には「芦松」の記載が見られ、【アシは悪しき、マツはうしろ、奥の意】でつまり交通の困難な奥まつたところという自然地名とのことである。

#### (三) 交通

来鉢神社鳥居から由布市の市道「影ノ木芦松線」が影ノ木の集落

和三十年代ごろまでは、花や野菜を入れた籠を前後に天秤棒で担いだ来鉢地区の婦人たちが、歩いて別府市内へ行商に利用していた。また別府側からも魚や干物を背負つた「魚売りのおばさん」もこの道を通つており、車社会以前における来鉢地区への海魚類の搬入ルートでもあつたが、今は廃道となつている。車時代への改修が困難というのが廃道の理由であろうが現在は、芦松東側から「鉄牛寺」を経て、中台農園にまたは錢亀峠と鳥越峠中間に至る道路が整備されているが、せいぜい乗用車や軽トラック程度用の道路である。

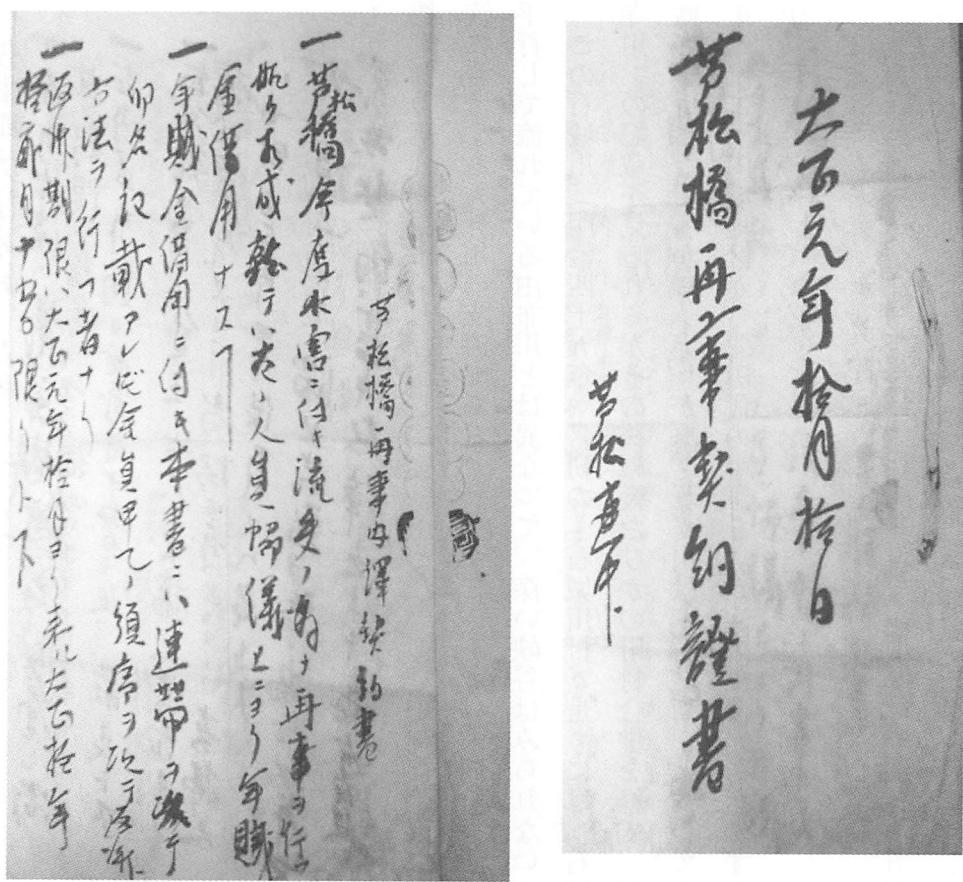
### 二 大正元年芦松橋再工のこと

来鉢神社東を始点に市道影ノ木芦松線が影ノ木の集落を抜け極楽温泉横を下り、石城川を渡る橋が「芦松橋」である。現在の橋は昭和五十六年建設である（由布市土木課）。この橋は今では鉄筋コンクリート製であるが、車社会の以前は木製丸木橋であつたであろうし、幾たびか架け替えが行われたと推定されるが、場所は現在位置付近が昔からの場所であつたと思われる。理由として、芦松側にトンネルが同方向にわずか十メートル余の場所に二ヶ所掘られており他の場所には道路跡は見られない。現在の芦松側は南側のトンネル跡を切り通して道路としており、もう一つのトンネルは東側入り口

にお大師様などの石仏が安置された往時のまま残っている。

この芦松橋の工事費用について村人の間に交わされたと思われる文書があつたので、幾つかの疑問とともに紹介したい。

(二) 大正元年の文書



太正元年拾月拾日

芦松橋再工事契約證書

芦松連中、

(表紙書き)

芦松橋再工事内譯契約書

一芦松橋今度水害ニ付キ流失ノ為再工事ヲ行フ如ク相成就テハ左ノ  
人員協儀上ニヨリ年賦金借用ナス事

一年賦金借用ニ付キ本書ニハ連帶以テ印名記載アレドモ全員甲乙ノ  
順序ヲ以テ返済方法ヲ行フ者ナリ

一返済期限ハ大正元年拾月ヨリ来ル大正拾年拾月十五日限リトス  
一返済方法ノ義ハ年賦金ヲ以テ返金シ尚其期限拾年ヲ以テ満ツルモ  
ノナリ

一毎年返済期日拾月十五日ヲ以テ最良トス

一毎年期日至リ貸主ノ方ニハ支払人其者ヨリ持余返済スルコト尚協  
義上ニヨリ支払人ハ ■■■■■ 君に依頼スル者トス

一右之順上ニヨリ満上吉致ヲ以テ満拾年マデハ其ノ契約ニ基キ故障  
之ノナキ為全員甲乙ノ順序ヲ以テ左ノ通り連印記載致

スベキ候依テ如件

一金〇円也

■■■■■ (押印)

：以下八名が総額が三十円で連名押印： 略

\*表紙が「：契約證書」であるが本文では「内譯契約書」

「内譯契約書」の意味が解からない。もし「内譯」または「内諾」  
の書き間違いであれば「内証で表にだせない契約書」だった可能

性があり、よつて連名は実名を伏せました。

年三十円、十年で三〇〇円、明治四十二年頃挾間から大分川を大分に米を輸送した記録では米一俵の値段が当時四円八十銭との記録（挾間町史）が見られることから、金額としては一年米六俵、合計米六十俵分の借用金の返済申し合わせの証文だと考えられます。

#### \* 「橋流失、再工事」

大分県災害誌（資料編）（大分測候所気象同好会／県立図書館）

によれば、明治二十六年十月十四日に「数百年来県下未曾有の惨状を極めた」台風による水害が近來第一等の水害で、次が昭和十八年七月二十一日の台風という記録があり、大正元年には記録的な大規模台風接近の記録はない。

大正元年の台風を調べてみると、九月二十二日に西庄内測候所で七十ミリの雨量を観測した「小程度」の台風が、「県東部の河川増水し、低地では浸水による多少の被害があった」と記録されている。

それから十日後の十月二日に「県下の死者行方不明三十九名、家屋全壊及び破損八九七戸・内流失八十四戸、がけ崩れ四一七〇箇所」という中程度台風に見舞われた記録がある。

「橋流失」は、前の九月二十二日の台風で流されたかあるいは修理中に、十月二日の中程度台風で完全に流失してしまい、「再工事」の憂き目になつてしまつたのかとも推測します。あるいは流れ

た橋を元通り架けなおすことを単に「再工事」と記しただけの事かもしません。

#### (二) 疑問① 掲載連名について

氏名押印八名について、現在芦松在住で最高齢の長川正三氏にお尋ねしたところ、六名までは特定（現在住んでいる人の二代あるいは三代前の戸主）できましたが、あと二名は不明、その苗字も思いつかない姓とのことでした。また、村人全戸が関与した契約書であれば、江戸時代からその屋号がオカタ（御屋形？）と呼ばれている▲▲氏をはじめとする、▲▲姓がみられないことにも違和感を訴えられた。

#### (三) 疑問② 災害で流失した橋の復旧は住民負担か

現在の「橋」の管理は道路管理者が管理（維持・架け替えも）するのが原則。由布市に合併して道路は由布市道となつており、現在の管理者は由布市である。しかし石城川村当時の道路管理者が誰であつたかは今では不明（村道かどうか、由布市土木課）とのことである。次に国交省大分河川事務所に制度上一〇〇年前は「住民負担」だつたのかを問い合わせたところ、

「行政側に責任はあつたのだろうが、行政任せでは困る時は、いわゆる工役で地元が負担して架け替えは出来たのではなかろうか。現道路法も、管理者許可制で管理者以外が工事等できる制度があります。」ということでした。

思うに、九月に一度流失し、村役所による架け替えが始まつた矢先に十月の台風でそれも流された、そんな状況下で、一日も早い復旧を願つた地元住民の苦渋の再建費用負担の証文なのかもしれない、

など思つてもみました。

明治四十三年ごろ編纂され明治四十四年（本証文の一年前）に発行された『石城川村々是』「将来の部」の「土木・道路改修」の中に、

「明治四十年時ノ村長宮崎龍平氏村民ニ計リ寄付金ヲ募集シ」郡の

補助とあわせて「高崎地内石城川橋北詰ヨリ分岐線ヲナシ大字七藏司大字来鉢地内アシマツ大字田代字中畠ヲ経テ大字内成字岩水下迄石城寺川ニ沿ヒオヨソ壹里余延長セサルヘカラス此ノ線路ニハ橋梁三四ヶ所アリテ費用ヲ要する難工事ではあるが、県や郡からの補助と不足分は村民の「協力熱精」をもつて近い将来必ず完成するであろう、との記述が見られる。

現在の落合から妻ヶ城、荻ノ尾、樅山、芦松という石城川左岸に沿つて中畠に至る地域を結ぶ道路建設構想である（この間の橋梁三四ヶ所は三・四ヶ所と読むべきか）が、これから推測すると、当時村人には道路建設の寄付金負担中での橋架け替えの災害発生かもしれません。そこでこの証文の連名にあらわれていない村人（▲▲氏など）との間で、寄付金分担の話し合いがあつた結果芦松橋再工事の寄付分担となつた八名が、この証文を取り交わしたのではないかとも考えられます。

#### （四）疑問③ 年賦は誰に借りたのか

この文書は連名八名がそれぞれの金額を今後十年間、毎年十二月に集めて借主に持参するというものです。三〇〇円もの大金をいつたい誰から借用したのか、大変興味のあるところですが、借用証書など、まだ発見に至つておりません。長川氏の指摘に会つた連名中

に▲▲氏が見られないことから借主は▲▲氏であつたのか、石城川村であつたのか、はたまた工事施工の土建業者であつたのかもしれません。

八名の連署者の中に私の曾祖父も加わつております、この書類一通が、封書に父の筆跡で「大正元年芦松橋の事」と墨書きされていたのを偶然発見しました。それも今年でちょうど一〇〇年前の文書とあって、「交通に困難な奥まつた」芦松の人々の「なんとか交通を確保しなければ」という熱意を後世につたえなければならないと思いました。また読んでみてこの証文以外にも橋再工事の年賦金借用書や道路建設にかかる寄付金の文書などが、旧石城川村内どこかに人知れず眠つているのではないか、大変興味をそそられます。